



# 三重県公報

令和3年8月20日 (金)

第 236 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>告 示</b>			
527	生活保護法の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	( 地 域 福 祉 課 )	2
528	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	( 同 )	2
529	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	2
530	同件	( 同 )	3
531	同件	( 同 )	4
532	同件	( 同 )	5
533	同件	( 同 )	6
534	同件	( 同 )	6
535	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	( 同 )	8
536	建築基準法の規定による都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内における建築物の制限	( 建 築 開 発 課 )	8
<b>公 告</b>			
	農用地利用配分計画の認可	( 担 い 手 支 援 課 )	9
	公共測量を実施する旨の通知	( 公 共 用 地 課 )	10
	開発行為に関する工事の完了	( 建 築 開 発 課 )	10
<b>特 定 調 達 公 告</b>			
	一般競争入札を行う旨	( 教 育 委 員 会 )	10

**告 示**

**三重県告示第 527 号**

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 3 年 8 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
おの内科クリニック	鈴鹿市江島町 187 番地	所在地：鈴鹿市江島町 4037	令和元年 6 月 1 日

**三重県告示第 528 号**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 3 年 8 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
おの内科クリニック	鈴鹿市江島町 187 番地	所在地：鈴鹿市江島町 4037	令和元年 6 月 1 日

**三重県告示第 529 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 3 年 8 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

SENO PARK 津 A ゾーン

津市白塚町九門久 479 ほか 16 筆及び字鎌田 3682-1 ほか 14 筆

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社 LIXIL ビバ	埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目 13 番 1 号	渡邊 修

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ビバホーム	埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目 13 番 1 号	坂本 晴彦

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社 LIXIL ビバ	埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目 13 番 1 号	渡邊 修

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ビバホーム	埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目 13 番 1 号	坂本 晴彦

- 3 変更年月日  
令和 2 年 11 月 10 日 (名称)  
令和 3 年 4 月 1 日 (代表者)
- 4 変更理由  
名称及び代表者に変更が生じたため
- 5 届出の日  
令和 3 年 7 月 30 日
- 6 届出等の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間  
令和 3 年 8 月 20 日から同年 12 月 21 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

**三重県告示第 530 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 3 年 8 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパービバホーム鈴鹿店生活館  
鈴鹿市住吉町字谷口 8916 ほか 9 筆
- 2 変更事項  
(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社 L I X I L ビバ	埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目 13 番 1 号	渡邊 修

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ビバホーム	埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目 13 番 1 号	坂本 晴彦

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社 L I X I L ビバ	埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目 13 番 1 号	渡邊 修

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ビバホーム	埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目 13 番 1 号	坂本 晴彦

- 3 変更年月日  
令和 2 年 11 月 10 日 (名称)  
令和 3 年 4 月 1 日 (代表者)
- 4 変更理由

名称及び代表者に変更が生じたため

- 5 届出の日  
令和3年7月30日
- 6 届出等の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間  
令和3年8月20日から同年12月21日まで  
開庁日の午前9時から午後5時まで

**三重県告示第531号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和3年8月20日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパービバホーム鈴鹿店資材館  
鈴鹿市住吉町字谷口 8931 ほか9筆

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社LIXILビバ	埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目13番1号	渡邊 修

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ビバホーム	埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目13番1号	坂本 晴彦

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社LIXILビバ	埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目13番1号	渡邊 修

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ビバホーム	埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目13番1号	坂本 晴彦

- 3 変更年月日  
令和2年11月10日（名称）  
令和3年4月1日（代表者）
- 4 変更理由  
名称及び代表者に変更が生じたため
- 5 届出の日  
令和3年7月30日
- 6 届出等の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和3年8月20日から同年12月21日まで  
 開庁日の午前9時から午後5時まで

**三重県告示第532号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和3年8月20日

三重県知事 鈴木英敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名張ガーデンプラザ  
 名張市瀬古口350

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社LIXILビバ	埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目13番1号	渡邊 修

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ビバホーム	埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目13番1号	坂本 晴彦

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社LIXILビバ	埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目13番1号	渡邊 修
株式会社万代	大阪府大阪市生野区小路東三丁目10番13号	阿部 秀行
株式会社スギ薬局	愛知県大府市横根町新江62番地の1	杉浦 克典

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ビバホーム	埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目13番1号	坂本 晴彦
株式会社万代	大阪府大阪市生野区小路東三丁目10番13号	阿部 秀行
株式会社スギ薬局	愛知県大府市横根町新江62番地の1	杉浦 克典

3 変更年月日

令和2年11月10日（名称）  
 令和3年4月1日（代表者）

4 変更理由

名称及び代表者に変更が生じたため

5 届出の日

令和3年7月30日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和3年8月20日から同年12月21日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

### 三重県告示第 533 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 3 年 8 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名張ガーデンプラザ B ゾーン  
名張市瀬古口丁の坪 365

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社 L I X I L ビバ	埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目 13 番 1 号	渡邊 修

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社 ビバホーム	埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目 13 番 1 号	坂本 晴彦

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社 L I X I L ビバ	埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目 13 番 1 号	渡邊 修

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社 ビバホーム	埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目 13 番 1 号	坂本 晴彦

3 変更年月日

令和 2 年 11 月 10 日（名称）  
令和 3 年 4 月 1 日（代表者）

4 変更理由

名称及び代表者に変更が生じたため

5 届出の日

令和 3 年 7 月 30 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 3 年 8 月 20 日から同年 12 月 21 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

### 三重県告示第 534 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 3 年 8 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

F マート津南店

津市高茶屋小森町中山 1172-1 ほか 1 筆

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

名称
F1 マート津南店

(変更後)

名称
F マート津南店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者氏名
株式会社一号館	四日市市日永東三丁目 4 番 1 号	佐藤 純
株式会社オンセンド	岐阜県美濃市俵町 2118 番地 36	森 弘治
株式会社ジーユー	東京都港区赤坂九丁目 7 番 1 号	柚木 治
株式会社エルムズクリエイト	大阪府大阪市淀川区東三国四丁目 11 番 4 号	中森 章

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者氏名
株式会社一号館	四日市市日永東三丁目 4 番 1 号	佐藤 純
株式会社オンセンド	岐阜県美濃市俵町 2118 番地 36	森 弘治
未定	—	—

(3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数及び位置

(変更前)

駐車場	収容台数	位 置
駐車場 1	166 台	縦覧による
駐車場 2	231 台	
合 計	397 台	

(変更後)

駐車場	収容台数	位 置
駐車場 1	165 台	縦覧による
駐車場 2	58 台	
合 計	223 台	

(4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

駐車場	出入口の数	位置
駐車場 1 及び 2	出入口 3 箇所	縦覧による
合 計	出入口 3 箇所	—

(変更後)

駐車場	出入口の数	位置
駐車場 1 及び 2	出入口 3 箇所	縦覧による
合 計	出入口 3 箇所	—

3 変更年月日

- 2(1) 令和 3 年 7 月 28 日
- 2(2) 平成 28 年 4 月 30 日
- 2(3)(4) 令和 4 年 3 月 29 日

4 変更理由

- 2(1) 店舗名称の変更のため。
- 2(2) 小売業者の退店のため。
- 2(3)(4) 敷地境界の変更に基づく、施設配置計画の変更のため。

5 届出の日

令和 3 年 7 月 28 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 3 年 8 月 20 日から同年 12 月 21 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

**三重県告示第 535 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により桑名市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 3 年 8 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンシパーク  
桑名市大字大仲新田字屋敷 355 番地 2 ほか 256 筆

2 桑名市から聴取した意見

意見なし

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和 3 年 8 月 20 日から同年 9 月 21 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

**三重県告示第 536 号**

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）の規定に基づき名張都市計画区域のうち、用途地域の指定のない区域内における建築物に係る制限を次のように定め、公表の日から施行します。

なお、建築基準法の規定による都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内における建築物の制限（平成 16 年三重県告示第 324 号）は、廃止します。

令和 3 年 8 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

地区名	面積	法第 52 条第 1 項第 8 号の規定に基づく数値	法第 53 条第 1 項第 6 号の規定に基づく数値	法第 56 条第 1 項第 1 号による法別表第 3（に）欄 5 の項に基づく数値	法第 56 条第 1 項第 2 号ニの規定に基づく数値

美旗町中 2・3 番	約 19.7 h a	10 分の 10	10 分の 6	1.25	1.25
美旗町中 1 番	約 6.1 h a	10 分の 10	10 分の 6	1.25	1.25
美旗町南西原	約 11.7 h a	10 分の 10	10 分の 6	1.25	1.25
美旗町池の台	約 16.3 h a	10 分の 10	10 分の 6	1.25	1.25
梅が丘(1)	約 97.4 h a	10 分の 10	10 分の 6	1.25	1.25
梅が丘(2)	約 0.6 h a	10 分の 20	10 分の 7	1.5	2.5
桔梗が丘西 6 番町	約 5.9 h a	10 分の 10	10 分の 5	1.25	1.25
桔梗が丘西 7 番町	約 3.4 h a	10 分の 10	10 分の 6	1.25	1.25
すずらん台	約 90.4 h a	10 分の 10	10 分の 6	1.25	1.25
富貴ヶ丘 5・6 番町	約 23.9 h a	10 分の 10	10 分の 6	1.25	1.25
春日丘(1)	約 37.8 h a	10 分の 10	10 分の 5	1.25	1.25
春日丘(2)	約 3.3 h a	10 分の 10	10 分の 6	1.25	1.25
春日丘(3)	約 0.6 h a	10 分の 20	10 分の 7	1.5	2.5
春日丘(4)	約 8.3 h a	10 分の 20	10 分の 6	1.25	1.25
南百合が丘	約 8.7 h a	10 分の 10	10 分の 6	1.25	1.25
青蓮寺の一部	約 0.3 h a	10 分の 10	10 分の 6	1.25	1.25
東田原の一部	約 23.0 h a	10 分の 10	10 分の 6	1.25	1.25
美旗町藤が丘	約 7.5 h a	10 分の 10	10 分の 6	1.25	1.25
新田の一部	約 4.4 h a	10 分の 10	10 分の 6	1.25	1.25
緑が丘	約 33.6 h a	10 分の 10	10 分の 6	1.25	1.25
桔梗が丘西 1 番町	約 5.7 h a	10 分の 10	10 分の 6	1.25	1.25
富貴ヶ丘 4 番町	約 11.4 h a	10 分の 10	10 分の 6	1.25	1.25
赤目町新川	約 8.3 h a	10 分の 10	10 分の 6	1.25	1.25
赤目町すみれが丘	約 4.6 h a	10 分の 10	10 分の 6	1.25	1.25
桔梗が丘西 4 番町	約 0.9 h a	10 分の 10	10 分の 5	1.25	1.25
上記を除く都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域全域	約 11,224.8 h a	10 分の 20	10 分の 6	1.5	1.25
合計	約 11,659.4 h a				

その関係図書は省略し、三重県県土整備部建築開発課、伊賀建設事務所及び名張市役所に備え置いて縦覧に供します。

公 告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用配分計画を次のとおり認可しました。

令和 3 年 8 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所の所在する市町村名	
伊藤 隼人	いなべ市	いなべ市北勢町阿下喜西下陸 3659
農事組合法人 市部営農組合	伊賀市	伊賀市市部東山 3153-1 ほか 1 筆
泉 利典	南牟婁郡御浜町	南牟婁郡御浜町上市木中野 2405-1 ほか 6 筆

小林 真一	南牟婁郡御浜町	南牟婁郡御浜町上市木杉ノ谷 4292 ほか 2 筆
-------	---------	---------------------------

## 2 農用地利用配分計画の認可日

令和 3 年 8 月 20 日

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県知事から通知がありました。

令和 3 年 8 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

## 1 作業種類

公共測量（農地の確定測量）

## 2 作業期間

令和 3 年 8 月 2 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

## 3 作業地域

多気郡多気町仁田及び同町平谷

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 3 年 8 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 3 年 8 月 6 日	亀山市小下町 520 ほか 1 筆	亀山市東御幸町 60-2 株式会社石井不動産 代表取締役 石 井 貢
令和 3 年 8 月 6 日	三重郡菰野町大字音羽字旭 860-3	三重郡菰野町大字千草 6462-9 株式会社ほがらかカンパニー 代表取締役 三 浦 伸 也
令和 3 年 8 月 11 日	三重郡川越町大字高松字里中 624 ほか 2 筆	四日市市久保田 1 丁目 5-41 株式会社名酒コンサルタント 代表取締役 牧 野 昌 良

**特定調達公告**

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

令和 3 年 8 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

## 1 入札に付する事項

## (1) 事業名

鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森の整備運営事業

## (2) 事業の特質等

事業に関し、三重県知事が鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森の整備運営事業入札説明書等と要求水準書で指定する特質等を有することが必要です。

## (3) 事業期間

事業契約締結の日から令和 23 年 3 月 31 日（日）までとします。

## (4) 事業履行場所

三重県が指定する場所とします。

## 2 入札参加者及び落札者に必要な資格

## (1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- ウ 県の設置する三重県立鈴鹿青少年センター特定事業実施事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員に対し、選定に関して自己に有利になる目的のため、働きかけ・接触を行っていないこと。
- エ 企業連合協定書（本事業に参加するため、企業連合に参加する者が連名して締結するものであり、本事業の遂行に必要な基本的事項を定める協定書）を任意様式で作成し、締結していること。

(2) 落札資格要件（共通）

- ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- イ 三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」という。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）に基づき、徴収猶予を受けている者を除く。）でないこと。
- エ 競争入札に付する内容を履行するにあたり、営業許可、認可等を必要とする場合において、これらを受けている者。
- オ 以下の者又は以下の者と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと。
  - ・ 株式会社長大
  - ・ 内藤滋法律事務所
- カ 選定委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと。
- キ 選定委員会の委員に対し、選定に関して自己に有利になる目的のため、働きかけ・接触を行っていないこと。
- ク 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第9条の各号に該当しない者。

(3) 落札資格要件（各業務）

落札者は担当する業務ごとに以下の業務要件を満たす必要があります。

区分	対象	事業
設計業務	ア センターの設計業務を担う者	P F I 事業
	イ 特定公園施設の設計業務を担う者	P a r k - P F I 事業
建設業務	ウ センターの建設業務を担う者	P F I 事業
	エ 特定公園施設の建設業務を担う者	P a r k - P F I 事業
工事監理業務	オ センターの工事監理業務を担う者	P F I 事業
	カ 特定公園施設の工事監理業務を担う者	P a r k - P F I 事業

ア センターの設計業務を担う者

センターの設計業務を担う者は、以下の要件を全て満たすこと。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、(イ)及び(ウ)の各要件については少なくとも1者が満たせばよいものとする。

- (イ) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (ウ) 三重県建設工事執行規則（昭和39年三重県規則第16号）第4条第3項に規定する三重県建設工事等入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に建築関係コンサルタントで登録されている者であること。
- (エ) 平成19年4月1日以降に設計が完了したもので、延床面積1,500㎡以上の公共施設の実施設設計の元請実績を有していること。

イ 特定公園施設の設計業務を担う者

特定公園施設の設計業務を担う者は、以下の要件を全て満たすこと。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、(イ)から(エ)までの各要件については少なくとも1者が満たせばよいものとする。

- (イ) 建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (ウ) 資格者名簿の建築関係コンサルタントで登録されている者であること。

- (ウ) 資格者名簿に土木関係コンサルタントで登録されている者であること。
- (エ) 平成 19 年 4 月 1 日以降に設計が完了した都市公園（街区公園を除く。）の公園施設の新設又は改修に係る実施設計の元請実績を有していること。

ウ センターの建設業務を担う者

センターの建設業務を担う者は、以下の要件を全て満たすこと。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、(イ)及び(ウ)の各要件については少なくとも 1 者が満たせばよいものとする。

- (ア) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）別表第 1 下欄の建設業について、同法第 3 条第 1 項の規定による特定建設業の許可を受けた者であること。

- (イ) 資格者名簿に建築一式工事で登録されている者であること。

- (ウ) 平成 19 年 4 月 1 日以降に完了したもので、延床面積 1,500 ㎡以上の公共施設の施工の元請実績を有していること。

エ 特定公園施設の建設業務を担う者の資格要件

特定公園施設の建設業務を担う者は、以下の要件を全て満たすこと。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、(ア)から(ウ)までの各要件については少なくとも 1 者が満たせばよいものとする。

- (ア) 平成 19 年 4 月 1 日以降に完了した都市公園（街区公園を除く。）における公園施設の新設又は改修の元請実績を有していること。

- (イ) 資格者名簿に建築一式工事で登録されている者であること。

- (ウ) 資格者名簿に土木一式工事で登録されている者であること。

オ センターの工事監理業務を担う者

センターの工事監理業務を担う者は、「ア センターの設計業務を担う者」の要件を満たすこと。

カ 特定公園施設の工事監理業務を担う者の資格要件

特定公園施設の工事監理業務を担う者は、「イ 特定公園施設の設計業務を担う者」の要件を満たすこと。

3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、書面により行います。入札書の提出方法については、「5(8)入札書の提出方法と指定する郵便局」をご確認ください。

- (2) 企業連合での入札参加となりますので、代表企業が入札するものとします。

なお、代理人が行う場合は様式集の定めに従い、委任状を提出してください。

4 競争入札参加者及び落札候補者に求められる義務

- (1) 競争入札参加者は、競争入札参加資格を満たすことを証明するため、競争入札参加資格申請書類を様式集（様式 2～様式 6-2）に定めるところに従い作成した上で、企業連合協定書（任意様式）を一括して綴じ、提出締切日時（令和 3 年 9 月 15 日（水）16 時）までに「5(1)担当部局」（以下「入札事務担当所属」という。）に提出し、競争入札参加資格の審査を受けてから入札に参加することができます。

また、入札に関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合は、その委任状も合わせて提出してください。

ただし、「三重県建設工事入札参加資格者名簿登録者」又は「三重県電子調達システム（物件等）利用登録者」については、下記の書類の提出を免除します。

※ 法人にあっては、登記簿謄本又は登記事項証明書（商号、所在地、代表者、資本金等の事項が記載されているもので申請日以前 3 月以内に発行されたものに限る。写し可）

- (2) 競争入札参加者は入札書の提出にあたり、代理人又は復代理人をたてる場合、委任状又は委任状（復代理人）を様式集（様式 5-1 又は様式 5-2）に定めるところに従い、「4(1)」の手続きに含め、入札事務担当所属に提出してください。提出方法については、「5(8)入札書の提出方法と指定する郵便局」をご確認ください。

- (3) 落札候補者となった場合は、「2(2)及び(3)」の落札資格要件を満たしていることの確認のため、落札資格要件確認申請書類を様式集（様式 11～様式 18）に定めるところに従い作成した上で、一括して綴じ、また①及び②の書類を提出締切日時（令和 4 年 1 月 12 日（水）16 時）までに入札事務担当所属に提出してください。（新型コロナウイルスの影響により税務署等の関係機関に納税（徴収）猶予制度を受けるために申請したことで、締切日時までに納税証明書等の提出（提示可）ができない場合は、申立書（様式 6-3）を提出（ファクシミリ又はメール可）してください。）

- ① 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去

6月以内に発行したものです。)の写し(提示可)

- ② 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し(提示可)

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局(鈴鹿青少年センター)

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県教育委員会事務局社会教育・文化財保護課社会教育班 担当 樋口・植村

電話 059-224-3322 ファクシミリ 059-224-3023

(2) 担当部局(鈴鹿青少年の森)

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県県土整備部都市政策課街路・公園班 担当 吉岡・嵯峨

電話 059-224-2706 ファクシミリ 059-224-3270

(3) 契約条項を示す場所

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県教育委員会事務局社会教育・文化財保護課社会教育班 担当 樋口・植村

電話 059-224-3322 ファクシミリ 059-224-3023

(4) 入札説明書等の配布方法

本公告日から三重県ホームページにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

令和3年10月4日(月)までに通知します。

(6) 提案書類、入札書提出の日時

ア 提案書類の提出期間

令和3年11月9日(火)から同月15日(月)16時00分まで

イ 入札書提出の締切日時

令和3年12月17日(金)16時00分

内訳書の提出の要否 不要

郵送又は持参により提出してください。

※ 再入札は行いません。

(7) 開札の日時

令和3年12月17日(金)16時10分

(8) 入札書の提出方法と指定する郵便局

入札は次のア、イのいずれかの方法によります。

ア 紙媒体の持参による入札の場合

本人又は代理人が令和3年12月17日(金)16時00分に下記の提出先に入札書(様式37-1。封筒に入れ密封の上、調達案件の名称及び入札者の商号又は名称を記入したものに限り)及び様式37-2を持参し、提出してください。

ただし、代理人が入札する場合は令和3年12月17日(金)15時45分までに委任状を提出してください。

イ 郵送による入札の場合

入札書は、令和3年12月17日(金)15時45分までに到着するよう、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、下記の提出先へ送付してください。

※ 封筒に提出する「案件名」のほか、「局留めにする郵便局の郵便番号」、「住所」、「受取人」及び「三重県庁内郵便局留め」とする旨を記載してください。(下記参照)

また、入札書につきましては、郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、令和3年12月10日(金)から入札書提出の締切日時までの間に指定する郵便局へ到着するように投函してください。

※ 入札書が、入札書提出の締切日時までに確実に届くかどうかを、投函前に郵便局で確認してください。

■ 持参の場合の提出先

場所：三重県庁舎1階 入札室(予定)

住所：三重県津市広明町13番地

## ■ 郵送の場合の提出先

局留めにする郵便局の郵便番号：514-0006

郵便局の住所：三重県津市広明町13番地

指定する郵便局等：三重県庁内郵便局留め

受取人：三重県教育委員会事務局社会教育・文化財保護課

案件名：鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森の整備運営事業入札書在中

## (9) 入札方法等に関する事項

## ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を合計した額を記載するものとします。

## イ 入札保証金

入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

## ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号又は第2号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

## エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内の価格を入札した者のうち、価格その他の条件（提案内容）の評価が最も高かった者とします。

## オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

## 6 その他

## (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

## (2) 契約書作成の要否

要

## (3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

## (4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

- (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし落札停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。
- (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。
- (7) 本入札に係る詳細は、入札説明書等によります。

#### 7 Summary

- (1) Subject Matter of the Contract :  
Youth Education House and Youth Education Forest Development Project
- (2) Bid Submission Deadline :  
Bids submitted must be received at Social Education and Cultural Properties Protection, Division, Board of Education, Mie Prefecture at 4:00 P.M. on Friday, December 17, 2021.
- (3) Date and Time for the Open Bidding :  
The meeting for the open bidding will begin promptly at 4:10 P.M. on Friday, December 17, 2021.
- (4) Managing Authority :  
Social Education and Cultural Properties Protection, Division, Board of Education, Mie Prefecture  
13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan  
TEL: 059-224-3322 FAX:059-224-3023

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---